

## 鑑定手続への協力の依頼

広島家庭裁判所

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先生が担当されている方について、後見開始等の審判申立てが検討されています。審理にあたっては、申立て時に先生に本書面添付の書式を使って作成していただいた診断書により、本人の状態を確認させていただきますが、本人が植物状態にあるなど明らかに鑑定の必要がないと認められる場合等を除き、本人の判断能力について医学的見地からの鑑定が必要となってきます（なお、上記診断書と申立後に裁判所からお願いする上記鑑定とは別の手続きですのでお間違えの無いようご注意ください。）。

鑑定人は主治医に限られているわけではありませんが、本人の負担を軽減するため、本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に原則として鑑定人をお願いしております。そのため、後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関するご意向をお尋ねした上で、申立てをするようお願いしております。つきましては、鑑定の引受けについて、別添の「診断書附票」に必要事項をご記入の上、申立予定者にお渡しください。

正式な鑑定をお願いする場合には、後日連絡の上、書面を送付させていただきます。鑑定は裁判所からの正式な依頼書面が届いてから開始することとなります。

ご多忙とは存じますが、何とぞご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

### （鑑定にあたっての留意事項）

- 1 鑑定事項は、①精神上的障害の有無、内容及び障害の程度、②契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する能力、③回復の可能性です。
- 2 鑑定書の作成方法等についてご不明な点がございましたら、家庭裁判所に冊子「成年後見制度における鑑定書作成の手引」が用意してありますので、申立先の家庭裁判所までお問い合わせください。また、冊子及び鑑定書（Word 書式）は、最高裁判所のホームページ（後見ポータルサイト、<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）からも取り出すことができます。
- 3 鑑定書は、できる限り依頼から1か月以内に提出していただくようお願いしております。お忙しい中恐縮に存じますが、よろしく申し上げます。
- 4 鑑定料は、特に金額の定めはありませんが、5万円以下とするものが多く、低額化が進んできておりますので、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、鑑定料は、申立人→家庭裁判所→鑑定人（医師又は病院）という流れで支払われます。